

2024年10月29日
全国港湾第24発第28号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹内



第3回進行協議及び第3回東京地裁口頭弁論（独禁法問題）の法廷傍聴の取組みについて

日港協の「独禁法に抵触する恐れがある」として産別最賃制度の団体交渉に応じない姿勢に対し、全国港湾と港運同盟は、都労委に救済を申請し、都労委は不当労働行為と断じて、団交に応じるよう命令を発出しました。

しかし、日港協は都労委の命令に応じず中労委に再審査を求めましたが、中労委は、都労委命令を維持し日港協の再審査請求を却下しました。

日港協は、これにも従うことなく、中労委命令を不服として行政訴訟に舵を切りました。その第3回進行協議及び第3回口頭弁論（予定）が11月5日に行われます。当日の傍聴動員を10月29日開催の第2回常任中央執行員会で確認しました。

よって、各単組・各地区港湾の取り組みとして下記の通り指示する。

記

1. 第3回進行協議及び第3回東京地裁口頭弁論（独禁法問題）

(1) 期 日 2024年11月5日（火）

- ① 集合時間 9時45分 [今回は門前集会を行ないません。進行協議に出席される竹内委員長・代理人を激励します。]
- ② 進行協議 10時00分～
- ③ 法廷傍聴 10時30分～（予定）

(2) 場 所 東京地方裁判所（最寄駅：東京メトロ霞が関駅）[地図：別紙参照]

2. 動員規模

- (1) 常任中執・本部役職員で対応する。
- (2) 参加される方は、腕章を持参のこと。
- (3) なお、口頭弁論については、開廷されるか流動的ですので、その場合、進行協議の報告を受けることとなりますので、ご承知おきください。

以上